破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３４８号
仙台市太白区八木山本町１丁目42番地の４ライオンズマンション八木山第２―105
債務者　濟藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
仙台市若林区遠見塚２丁目33番13号　ベルグ宮城野萩通り103、従前の住所仙台市若林区遠見塚２丁目24番13―101号
債務者　森　　圭子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７１号
仙台市若林区遠見塚２丁目24番13―101号
債務者　森　　尋規
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
群馬県桐生市新里町新川2708番地38
債務者　宮崎明日香
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２２４号
新潟市中央区東大通２丁目２番９号　1103号、旧住所新潟市中央区姥ヶ山５丁目１番10号
債務者　宮崎　善美
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２４号
金沢市大桑１丁目275番地　Ｇａｒｏｆａｎｏ201号、従前の住所金沢市寺中町ホ61番地３
債務者　山田　和夫
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７６号
長野県上田市上田原1144番地２　原隆住宅―Ｅ号
債務者　上原　達也
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第８６号
長野県小県郡青木村大字村松2048番地１
債務者　堀内　英明
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第８７号
長野県小県郡青木村大字村松2048番地１
債務者　堀内　節子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第８８号
長野県上田市築地782番地１　サンリバーサイドⅠ―203号
債務者　酒井　玲香（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第９０号
長野県上田市上室賀199番地２
債務者　松山かず子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２５７号
岐阜県本巣市文殊141番地19
債務者　野田　由美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９９１号
愛知県あま市富塚二反地４番地
債務者　佐久間幸子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６７号
滋賀県湖南市下田3766番地
債務者　沖崎　輝美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７１号
大津市真野普門１丁目５番14号　Ｗｉｓｈ真野204号
債務者　堀川　佳正
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７３号
大津市朝日２丁目９番地４、前住所京都市山科区大塚檀ノ浦１番地28、前々住所群馬県藤岡市上日野1799番地３
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８６号
滋賀県草津市矢橋町105番地１　カーサ・ソラッツオ205号、前住所大津市本宮２丁目６番45号　滋賀保護院、前々住所滋賀県草津市東矢倉４丁目８番55―304号野路一番館
債務者　津田　幸夫
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
大津地方裁判所民事部